

7東彼杵町企業管理規定第2号

東彼杵町上下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年4月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

東彼杵町上下水道事業会計規程（平成29年水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(随意契約) 第110条 令第 <u>21</u> 条の <u>13</u> 第1項第1号の規定により随意契約とすることはできる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200</u> 万円 (2) 財産の買入れ <u>150</u> 万円 (3) 物件の借入れ <u>80</u> 万円 (4) 財産の売払い <u>50</u> 万円 (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100</u> 万円 2・3 (略)	(随意契約) 第110条 令第 <u>21</u> 条の <u>14</u> 第1項第1号の規定により随意契約とすることはできる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130</u> 万円 (2) 財産の買入れ <u>80</u> 万円 (3) 物件の借入れ <u>40</u> 万円 (4) 財産の売払い <u>30</u> 万円 (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50</u> 万円 2・3 (略)

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。